

静岡市規則第 35 号

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 8 年 3 月 25 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市立看護専門学校学則の一部を改正する規則

静岡市立看護専門学校学則（平成15年静岡市規則第163号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「課程」の次に「、専攻科」を加え、同条第1項の表中「専門課程」を「特定専門課程」に改め、同条第2項の表以外の部分中「課程」の次に「、専攻科」を加え、同項の表を次のように改める。

課程・専攻科	学科	修業年限	入学時定員	学級編成	総定員
特定専門課程 3年課程	看護学科	3年	40人	1学級	120人
適格専攻科助産学専攻		1年	10人	1学級	10人

第4条中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻（以下「助産学専攻」という。）」に改める。

第8条中「第90条第1項」を「第125条第3項」に、「助産学科」を「助産学専攻」に改め、「いずれかに該当する者」の次に「であって専修学校の特定専門課程を修了したもの又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条の2に基づき特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められたもの」を加える。

第9条第4号ア中「（昭和22年文部省令第11号）」を削り、同号イ中「助産学科」を「助産学専攻」に改め、「含む。」の次に「及び学校教育法第125条の2第2項に規定する専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力を有することを証明する書類」を加える。

第10条第2項中「助産学科」を「助産学専攻」に改める。

第11条中「前条第1項及び第2項の入学試験」を「前条第1項の入学試験及び前条第2項の入学の選考」に改める。

第18条中「第30条第1号」を「第30条第1項第1号」に改め、「運営委員会」の次に「（以下「運営委員会」という。）」を加える。

第21条第1項中「学科目」を「授業科目」に改める。

第24条の見出し中「卒業」を「進級又は卒業」に改め、同条第2項中「必修科目」を「卒業必修科目」に改める。

第25条中「専門士（医療専門課程）」を「学校教育法第131条の2に基づき専門士」に改め、「称号を」の次に「、助産学専攻にあっては、同規則第186条の3に基づき高度専門士の称号を」を加える。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第33条 学校は、その教育の一層の充実を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、学校教育法第132条の2第2項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

別表第1中

「

	日本語表現	1	30		を
--	-------	---	----	--	---

」

「

	日本語表現	1	20		に、
--	-------	---	----	--	----

」

「

人間と生活・社会の理解	健康とスポーツ（必修選択）	1	30	ストレッチ又は球技	を
	生命倫理学	1	15		

」

「

人間と生活・社会の理解	健康とスポーツ（必修選択）	1	30	ストレッチング又は球技	に、
	生命倫理学	1	20		

」

「

小計		14	365		を
----	--	----	-----	--	---

」

小計		14	360		に、
----	--	----	-----	--	----

疾病の成り立ち と回復の促進	生化学	1	30		を
	病理学	1	20		

疾病の成り立ち と回復の促進	生化学	1	30		に、
	病理学	1	20		

	小児看護の展開Ⅱ	1	30		を
--	----------	---	----	--	---

	小児看護の展開Ⅱ	1	25		に、
--	----------	---	----	--	----

	地域・在宅看護論実習Ⅱ	2	90		を
--	-------------	---	----	--	---

	地域・在宅看護論実習Ⅱ	3	100		に、
--	-------------	---	-----	--	----

小計		70	2,115		を
合計		106	3,045		

小計		71	2,120		に
----	--	----	-------	--	---

合計	107	3,045	
----	-----	-------	--

改める。

別表第2の1 静岡市立清水看護専門学校看護学科教育課程の表中

	看護研究	1	30	
--	------	---	----	--

	看護研究	2	30	
--	------	---	----	--

	小計	73	2,130	
合計		109	3,060	

	小計	74	2,130	
合計		110	3,060	

改める。

別表第2の2 静岡市立清水看護専門学校助産学科教育課程の題名中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に改める。

様式第1号(表)中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に、「縦5cm×横4cm」を「縦4cm×横3cm」に改め、同様式(表)(注)3の次に次のように加える。

4 現住所欄の電話番号は、常時連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。

様式第1号(裏)中「好きな学科」を「好きな教科」に、「嫌いな学科」を「嫌いな教科」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「縦5cm×横4cm」を「縦4cm×横3cm」に改める。

様式第4号(表)中「貴校」の次に「(看護学科・適格専攻科助産学専攻)」を加える。

様式第6号中「縦5cm×横4cm」を「縦4cm×横3cm」に改める。

様式第7号から様式第10号までの規定中「助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に改める。

様式第11号その1中「職業実践専門課程（平成28年文部科学省告示第15号）」を「特定」に、「専門士（医療専門課程）」を「、専門士」に改める。

様式第11号その2中「専門課程助産学科」を「適格専攻科助産学専攻」に、「する」を「し、高度専門士と称することを認める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市立看護専門学校学則第7条、第25条、別表第1及び別表第2の規定は、令和8年4月1日以降に入学した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市立看護専門学校学則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市立看護専門学校学則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。